市町村合併 特集号

市町村合併を考える［II］

2002年（平成14年）
10.11

栄町 総務企画事業部 企画政策室
〒270−1592
千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番
電話　0476-95-1111［内線325］

主な内容

●市町村合併が議論されている背景
●各市町村の市町村合併までの基本的な流れ
●栄町の誕生まで《合併の変遷》
●今までの経過及び今後のスケジュール
●結びつきパターン
●市町村合併基礎調査/データ集計報告書《抜粋編》

基礎調査集計がまとまりました

9月1日号の広報「ドラムの手帳」の特集「市町村合併を考える［I］」でお知らせいたしました、千葉県が示す2つの結びつきパターンに関係する市町村の、調査結果のとりまとめが完了しました。当初は、広報紙面でお知らせする予定でしたが、より充実した内容を提供したいと考え抜粋編を全世帯に配布することとといたしましたので、町民の皆さんとともに市町村合併を考えるための資料として活用していただきたいと思います。

町では、この調査結果を基に市町村の合併による「メリット」「デメリット」について分析し、その結果につきましては、町民の皆さんに引き続いてお知らせしてまいります。

合併に関する意向調査の実施

町では、市町村合併を検討する上で町民の皆さんのご意見を、最大限尊重する必要があると考えております。そのため10月中旬を目途に、町民の皆さんの合併に関する意向を調査いたします。調査は町内にお住まいの18歳以上の方の中から、年齢別におおむね一割の方を無作為に抽出させていただき、町よりアンケート調査票を送付し、返信用封筒にて回収する方法により実施したいと考えています。

つきましては、アンケート調査票がお手元に届きましたら率直なご意見をお寄せいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ご協力お願いします。

市町村合併が議論されている背景

国では、地方分権の一層の推進を図るため、地方自治の基本単位である市町村の自治能力の向上が求められているとし、市町村合併が必要な要因として、次の四つの背景を掲げています。

①日常生活圏の拡大や価値観の多様化による行政ニーズの質的変化への対応　②地方分権時代（自らの考えと責任で）　③少子・高齢化社会の到来　④国・地方を通じた財政状況の悪化

これらを受けて、行政を効率化し財政を立て直すための有効な手段の一つとして［市町村合併］を推進するとしています。

■合併対象市町村

合併の相手方となる市町村をいいます。（この特集号では、合併の是非も含め、ともに協議をする相手方を指します。）

■新設合併

市町村の合併により新たに市町村を設置する合併をいいます。《通称：対等合併。ただし、行政規模の異なる市町村が複数合併する場合は、対等合併とならない場合もあります。この場合でも、市町村の名称は新しい名称になります。》

■編入合併

市町村の区域の全部または一部が、他の市町村の区域に編入される合併をいいます。《通称：吸収合併。市町村の名称は編入する側の名称になります。》

■合併協議会

合併対象市町村の市町村長市町村議会議員、職員、学識経験を有する者をもって構成し、合併の是非を含めて、市町村合併に必要なあらゆる事項を合併市町村の建設に関する基本的な計画《以下「市町村建設計画」という。》を作成する機関です。《市町村合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第3条第1項》

■重点支援地域

総務省の指針に基づき、合併対象市町村長からの要請を受け都道府県が指定する地域。この指定を受け平成17年3月中に合併した場合は、国や県の合併支援プランに基づく支援措置を受けることができます。《この地域の指定を受けたことにより合併しなければならないというものではありません》

■市町村建設計画

合併を考えるうえで一番大切なことは、今すんでいる私たちの地域がどのようになるか？　ということです。

この計画は［合併協議会］において、合併市町村の均衡ある発展及び一体性の確立、住民福祉の向上を図るため、将来のまちづくりのビジョンとして、おおむね次の内容を定めることになります。《合併特例法第3条第1項》

① 合併市町村の将来像及び建設の基本方針
② 都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業に関すること
③ 公共施設の総合整備に関する事項
④ 合併市町村の財政計画

このように、市町村合併を考える上で、最も重要な部分が『市町村建設計画』です。

合併は何よりも町民の皆さんが納得できるものでなければなりません。仮に合併によってサービス水準が低下したり、行政区域が拡大化することによって、今より不便になるようでは、合併の意味がありません。

今後は、市町村建設計画の策定が必要となった場合にそなえて、町としての考えを関係市町村に明確に示していく必要があることから、町の将来像を踏まえ慎重に検討したいと考えています。

■住民発議制度

合併対象市町村との「合併協議会」を設置するかどうかは、議会の議決が必要となります。ただし、市町村長が発議しない場合や議会の決定に賛同できない場合は「住民発議」や「住民投票」による方法で、「合併協議会」の設置を要請することができる次のような制度があります。

① 直接請求
一つの市町村の住民が単独で、有権者数の1／50以上の署名を集め、在住する市町村の長に対して、合併対象市町村の名称を示して、合併協議会を設置するよう請求することができます。

請求がなされた場合に市町村の長は、合併対象市町村の長に対して、合併協議会を設置することについて、議会に付議するか否かの意見を求めることになります。その結果全ての市町村の長から付議するとの回答があった場合は、議会に付議しなければなりません。

② 同一請求
合併したい市町村の住民が連携して、有権者の1／50以上の署名を集め、それぞれの市町村の長に対し、合併協議会の設置について、その請求内容が同一内容《知事の確認が必要》である場合は請求をすることができます。

この場合請求を受けた市町村の長は議会に付議しなければなりません。

③ 住民投票
①及び②で議会が、協議会設置を否決した場合に、有権者の1／6以上の署名を集め次に該当するときは、それぞれの市町村の長に対し、住民投票を請求することができます。

○直接請求の場合は、合併対象市町村すべての議会が議決し、請求を受けた市町村のみが議会で否決された場合です。

○同一請求の場合は、議会で否決されたそれぞれの市町村となります。

（投票の結果、有効投票総数の過半数の賛成があれば、議決があったものとみなし、合併協議会が設置されます。）

このように、市町村合併は行政主導だけでなく、住民主導の制度も確立されています。